

# 教育研究院について

平成29年4月

# 目 次

## I 教育研究院設置の目的

- 1. 学問継承への対応 . . . . . 1
- 2. 教育の閉鎖性や剛直制の是正 . . . . . 1
- 3. 教員人事の一元化 . . . . . 1

## II 教員組織

- 1. 教育研究院
  - (1) 教育研究院の位置付け . . . . . 2
  - (2) 構成 . . . . . 2
  - (3) 構成員 . . . . . 4
- 2. 運営体制
  - (1) 組織長 . . . . . 4
  - (2) 各種会議 . . . . . 5
- 3. 意思決定及び責任体制 . . . . . 6

## III 教員人事

- 1. 教員定員に関する基本的な考え方 . . . . . 7
- 2. 全学教員人事委員会の設置 . . . . . 7
- 3. 教員定員管理 . . . . . 7
- 4. 教員人事の方法 . . . . . 8
- 5. 教員選考委員会の設置 . . . . . 12

## IV 評価

- 1. 教員業績評価 . . . . . 13
- 2. 組織評価 . . . . . 13

## V その他

- 1. 予算 . . . . . 13
- 2. 事務組織 . . . . . 13
- 3. 教育研究評議会の構成 . . . . . 14

## I 教育研究院設置の目的

本学は、社会のグローバル化の進展、イノベーション創出の必要性、少子高齢化などに対応するため、教育研究の在り方について見直しを行っている。

教育組織については、ミッションの再定義に基づいて再編が進んでおり、教員は本学の基本方針に則って教育を実施しなければならない。

今後更に本学の教育研究機能を最大限に活かすためには、部局の壁を超え、全学一体として機能できる体制を構築する必要がある。

そこで、以下のような具体的な目的を達成するため、教員組織の再編を行い、教育研究院を設置する。

### 1. 学問継承への対応

定員削減が不可避である現状下においても、教育の質の保証及び研究の活性化は、大学としての使命である。そのためには、現有の人的資源を最大限に活用する必要がある。学問領域に対応した教員組織を設置することにより、近接専門領域の研究活動の交流のきっかけを作り、教員組織をイノベーション創出の場とする。

### 2. 教育の閉鎖性や剛直性の是正

現在、教員の所属は学部等にあり、教育研究組織と教員組織が一体化している。そのため、教育プログラムの編成や教育、研究指導がそれらの組織内で閉じたものとなっている。また、学部改組において従前とは異なる学問領域の導入の必要性があり、学部教育が当該学部のみで完結することが難しい状況である。

よって、多様化する教育研究のニーズに的確に対応していくためには、各部局が閉鎖的になることなく、教員組織が教育及び研究の目的に沿った教員で構成される必要がある。柔軟かつ機動的に対応できるような組織体制を整える必要がある。

### 3. 教員人事の一元化

定員削減への対応をはじめ、教員人事については、各学部での管理には限界がある。教育、研究、社会貢献、医療、管理運営等を円滑に実施するため、全学的視点から教員人事を行う必要がある。教育研究組織からの要請に応じて、教員組織からふさわしい教員を派遣し、その業績を評価する体制を構築する。

## II 教員組織

### 1. 教育研究院

#### (1) 教育研究院の位置付け

本学の改革の具体的施策のうち、学部、研究科等における教育活動の高度化と研究活動の発展を図るため、教育研究組織の整備を目的として、教育研究院を置く。

教育研究院は、教員の所属組織であり、教員個々人の自由な発想のもとに、基礎から応用までの独創的・先駆的な研究を展開する。教育研究院の単位を「学系」とし、教員は教育研究組織の業務に従事するため、教育研究組織の「専任担当」として配置される。

また、教育研究院を、教員人事（選考）を所掌する組織として位置付け、全学的な視点から一元的な教員人事を行う。

#### (2) 構成【図1】

【関連規程等】
・ 国立大学法人弘前大学教育研究院規程
・ 国立大学法人弘前大学教育研究院規程第3条の規定に基づき学長が定める者について

教育研究院の構成は、次のとおりとする。

学系	領域
人文社会・教育学系	人文科学領域
	社会科学領域
	教育・芸術領域
医学系	基礎医学領域
	臨床医学領域
	保健科学領域
自然科学系	機能創成科学領域
	安全システム工学領域
	農学・生命科学領域
地域イノベーション学系	戦略的融合領域
部門	
教員養成部門	

- 教育研究院には、基本的学問分野として「学系」を置き、学系の下に学問領域に対応した「領域」を置く。
- 学問領域に加え、エネルギー、環境、健康、食、地域資源（人、もの等）の活用等からなる地域発展を志向した「地域イノベーション学系」を置き、その下に「戦略的融合領域」を置く。

- 教員養成を担当する教員により組織される「教員養成部門」を置く。なお、「教員養成部門」に所属する教員は、各自の専門に対応する「学系」及び「領域」に所属するとともに、「教員養成部門」にも所属するものとする。
- 教員は、教養教育、学部、大学院の教育プログラム等を担当し、教養教育開発実践センター、学部、大学院から要請のあったカリキュラムに支障がないように適切に対応する。
- 各学系・領域・部門への所属及び分属については、本人の希望をもとに全学教員人事委員会において調整し、決定する。

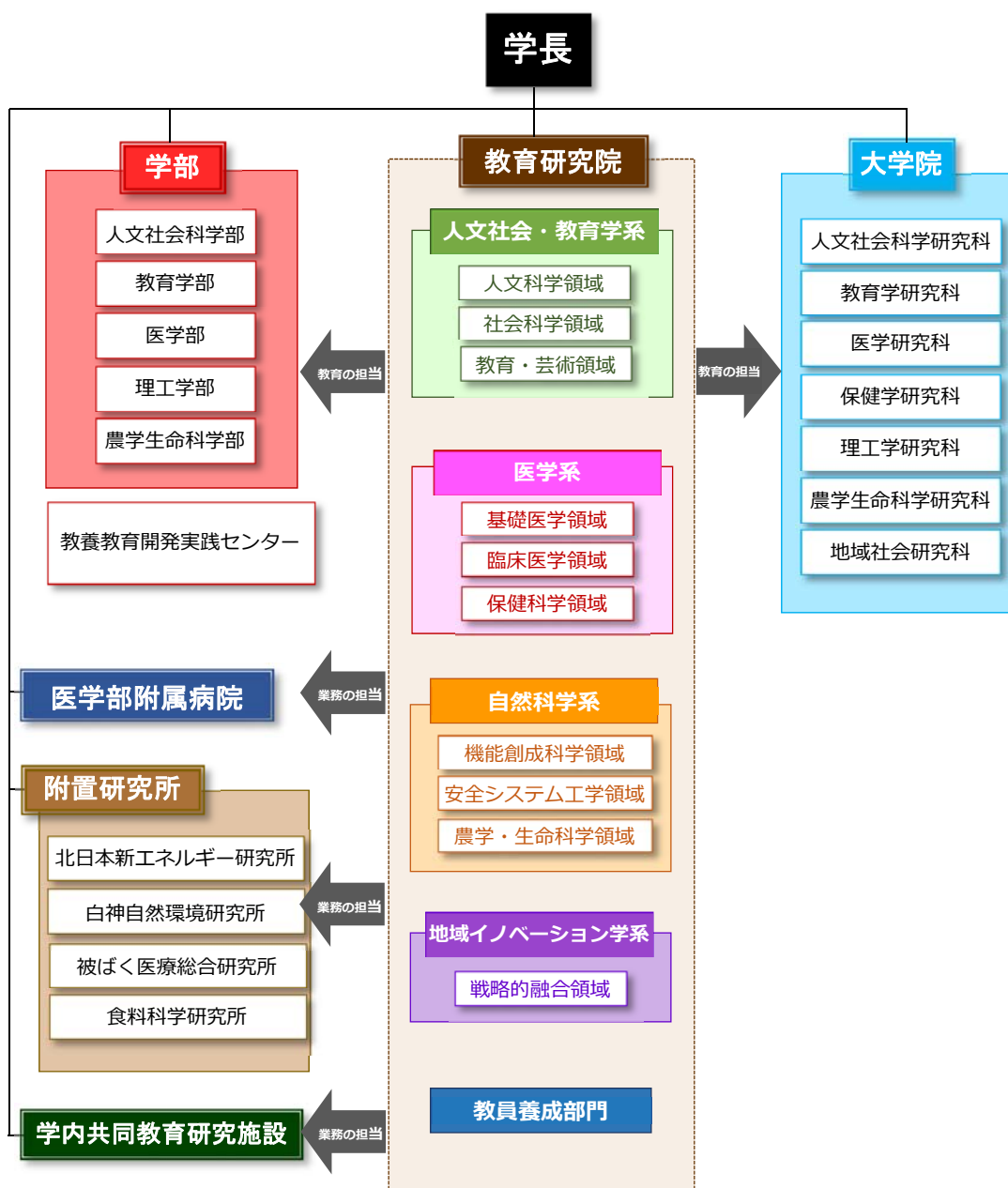


図1 教員組織及び教育研究組織

### (3) 構成員

学部、大学院、研究所、医学部附属病院、学内共同教育研究施設等に所属する全ての専任教員（教授、准教授、講師、助教、助手）とする。ただし、特定のプロジェクト等に専ら従事するものとして学長が別に定める者は除く。

## 2. 運営体制

### (1) 組織長

#### 【関連規程等】

- ・ 国立大学法人弘前大学管理運営規程
- ・ 国立大学法人弘前大学教育研究院学系長の選考及び任期等に関する規程

#### ○学系長

- ① 各学系に、学系長を置く。
- ② 学系長は、学長が任命する。
- ③ 学系長の資格は、本学の教授とする。
- ④ 学系長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- ⑤ 学系長は、当該学系を代表し、学系の意思決定の最終責任者として、以下の事項に責任を負う。
  - ア 全学の管理運営組織等への当該学系の意思表示に関すること。
  - イ 当該学系の教員人事に関すること。
  - ウ 学部、研究科及び教養教育開発実践センターからの教育に係る要請への対応に関すること。
  - エ 領域からの研究に係る要請への対応に関すること。
  - オ 学系に所属する教員の教育研究業務に関する調整等に関すること。
  - カ 学系及び学系に所属する教員の評価に関すること。
  - キ 学系に配分される予算の管理・執行及び領域への配分に関すること。
  - ク その他学系の管理運営に必要な事項に関すること。

#### ○副学系長

- ① 各学系に、副学系長を置くことができる。
- ② 副学系長は、学系長の推薦により、学長が任命する。
- ③ 副学系長の任期は、指名する学系長の任期の範囲内とする。
- ④ 副学系長は、学系長の職務を助ける。

#### ○領域長

- ① 各領域に、領域長を置く。

- ② 領域長は、学系長の推薦により、学長が任命する。
- ③ 領域長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- ④ 領域長は、当該領域を代表し、領域の意思決定の最終責任者として、以下の事項に責任を負う。
  - ア 学系長への研究に係る要請に関すること。
  - イ 領域の管理運営に係る調整に関すること。
  - ウ その他領域の管理運営に必要な事項に関すること。

#### ○教員養成部門長

- ① 教員養成部門に、教員養成部門長を置く。
- ② 教員養成部門長は、教育学部長をもって充てる。
- ③ 教員養成部門長は、当該部門を代表し、教員養成部門の意思決定の最終責任者とし、以下の事項に責任を負う。
  - ア 全学の管理運営組織等への当該部門の意思表示に関すること。
  - イ 学部及び研究科からの教員養成に係る要請への対応に関すること。
  - ウ 部門に所属する教員の教員養成業務に関する調整等に関すること。
  - エ 部門及び部門に所属する教員の評価に関すること。
  - オ 部門に配分される予算の管理・執行に関すること。
  - カ その他部門の管理運営に必要な事項に関すること。

## (2) 各種会議

### 【関連規程等】

- ・ 国立大学法人弘前大学教育研究院学系会議規程
- ・ 国立大学法人弘前大学教育研究院領域会議規程

#### ○学系会議

- ① 各学系に、学系会議を置く。
- ② 学系会議は、以下の委員で組織し、学系長を議長とする。ただし、医学系にあたっては医学部附属病院長を、地域イノベーション学系にあたっては研究所長を、それぞれ構成員とする。
  - ア 学系長
  - イ 副学系長
  - ウ 領域長
  - エ 当該学系に主として教育に係る要請を行う学部長及び研究科長
  - オ 当該学系の各領域から選出された教授又は准教授 各2名
  - カ その他学系長が必要と認めた者
- ③ 学系会議は、以下の事項を審議する。

- ア 学系の組織及び運営に関すること。
- イ 学部，研究科及び教養教育開発実践センターからの教育に係る要請に関する  
こと。
- ウ 学系における研究に関すること。
- エ 全学教員人事委員会への教員人事の発議に関すること。
- オ 教員の選考に関すること。
- カ 学系に配分される予算及び決算に関すること。
- キ その他学系の運営に関し必要な事項に関すること。

#### ○領域会議

- ① 各領域に，領域会議を置く。
- ② 領域会議は，当該領域が定める者をもって組織し，領域長を議長とする。
- ③ 領域会議は，以下の事項を審議する。
  - ア 領域の組織及び運営に関すること。
  - イ 学部及び研究科の教育の担当に関すること。
  - ウ 領域における研究に関すること。
  - エ 教員選考委員会の委員の選出に関すること。
  - オ その他領域の運営に関し必要な事項に関すること。

### 3. 意思決定及び責任体制

- 教育及び研究に関する事項は，教育研究組織の学部教授会，研究科教授会，研究所教授会  
等において審議し，学部長，研究科長，研究所長，医学部附属病院長，学内共同教育研究  
施設長を最終責任者とする。
- 教員人事（選考）に関する事項は，教育研究院の学系会議及び領域会議において審議し，  
学系長を最終責任者とする。
- 教員人事を計画的かつ戦略的に実施するために，全学教員人事委員会を設置し，学長を最  
終責任者とする。



### Ⅲ 教員人事

#### 1. 教員定員に関する基本的な考え方

- (1) 平成 28 年 10 月より，教員定員は各教育研究組織等における専任担当教員の配置に係る教員人件費をポイントに換算し管理するポイント制を導入した。
- (2) 全学のポイント総数の管理は，全学教員人事委員会が一元的に行う。
- (3) 各教育研究組織等の専任担当教員数及び教育研究院の各学系の教員配置の見直しは，全学教員人事委員会において行う。
- (4) 全学のポイント総数の中から，本学の機能強化のために学長の裁量により使用するポイント（学長裁量ポイント）を確保する。

#### 2. 全学教員人事委員会の設置

【関連規程等】

・ 国立大学法人弘前大学全学教員人事委員会要項

- (1) 本学の教育，研究，社会貢献，管理運営等を円滑に実施するために必要な教員人事を，全学的な視点から審議・決定するため，全学教員人事委員会を設置する。
- (2) 全学教員人事委員会は，以下の委員で組織し，学長を議長とする。
  - ア 学長
  - イ 理事
  - ウ 教育研究院の学系長及び教員養成部門長
  - エ 総務部長
  - オ 総務部人事課長
  - カ その他学長が必要と認めた者
- (3) 全学教員人事委員会は，以下の事項を審議する。
  - ア 教育研究院の学系及び領域の教員配置に関すること。
  - イ 学部及び研究科の教育を担当する教員数に関すること。
  - ウ 教育研究院の学系の教員選考委員会との連絡調整に関すること。
  - オ その他教員人事に関すること。

#### 3. 教員定員管理

【関連規程等】

・ 国立大学法人弘前大学教員人事に関する申合せ

- (1) 教員配置計画の策定  
全学教員人事委員会は，本学の基本理念及び中期目標・中期計画に基づき，各教育研

究組織等における専任担当教員数を設定の上、各教育研究組織等にポイントを配分する。

(2) ポイントの管理

ポイントの管理は、各教育研究組織等において行う。なお、医学部附属病院の専任担当教員の人事（配付ポイントに基づくものは除く。）については、病院長の裁量において行う。

(3) 学長裁量ポイントの設定及び管理

学長裁量ポイントの設定及び管理は、全学教員人事委員会において行う。

#### 4. 教員人事の方法

【関連規程等】

- ・ 国立大学法人弘前大学教育研究院教員選考規程
- ・ 教育研究院所属教員の選考に関する特例について
- ・ 教育研究院所属教員の選考に関する特例について第2項の規定に基づき全学教員人事委員会が定める者について

#### <教育研究組織からの発議> 【図2】

- ① 教育研究組織等の長が新たに当該教育研究組織等に専任担当教員を配置する場合は、ポイント枠に基づき、その学問領域に対応する学系長に対して発議する。
- ② 学系長は、新たに教員候補適任者を選考しようとする場合は、全学教員人事委員会へ申請する。なお、教員の配置を行わないこととした場合は、全学教員人事委員会へその旨を報告するとともに、当該教育研究組織の長に通知する。
- ③ 全学教員人事委員会は、その内容について審議し、審議結果等を当該学系長に通知する。
- ④ 教員配置の承認が得られた場合は、学系会議の下に教員選考委員会を設置する。なお、承認が得られなかった場合は、学系長は当該教育研究組織等の長にその結果を通知する。ただし、学系長は、全学教員人事委員会の審議結果を受けてもなお、教員の配置の承認が必要と考える場合は、当該承認を必要とする理由を付して、再度、②の申請を行うことができる。
- ⑤ 教員選考委員会は、教員候補適任者の選考に当たり、公募要項を作成し、学系長を経由して全学教員人事委員会の承認を得る。
- ⑥ 全学教員人事委員会は、教員選考委員会が作成した公募要項について審議し、学系長を経由して承認を行う。
- ⑦ 教員選考委員会において教員候補適任者を選考する。
- ⑧ 教員選考委員会は、選考結果を学系長へ報告する。
- ⑨ 学系長は、教員選考委員会での選考結果について、学系会議に諮り、教員候補適任者についてその可否を決定する。

- ⑩ 学系長は、学系会議において教員候補適任者を決定した場合は、選考の経緯及び結果を全学教員人事委員会委員長に報告する。
- ⑪ 全学教員人事委員会は、教員候補適任者について、その可否を審議し、教員候補者を決定する。
- ⑫ 全学教員人事委員会は、その結果等を学系長に通知する。

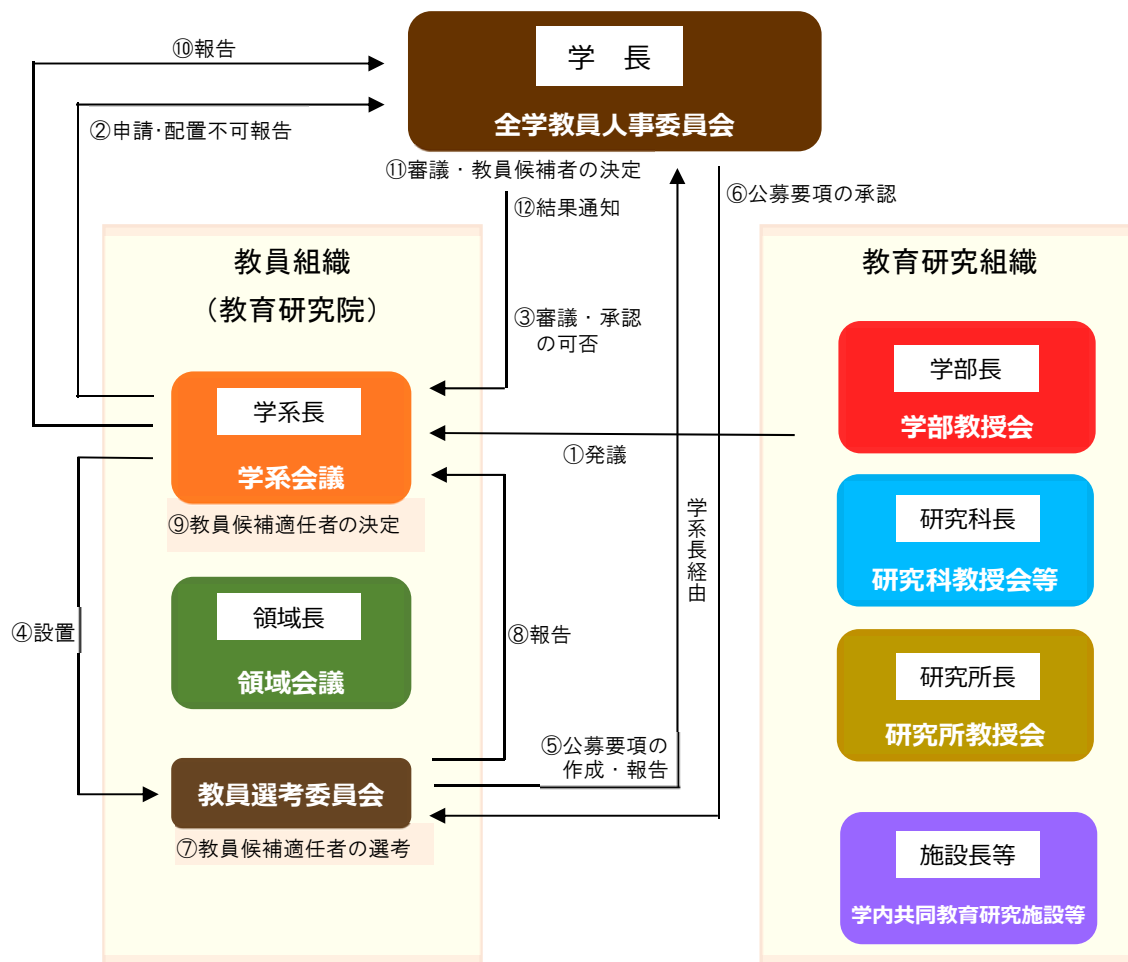


図2 教員人事のフローチャート（教育研究組織からの発議）

＜教員組織からの発議＞【図3】

- ① 領域長が当該領域の学問分野の継承や本学機能強化のために、新たに教員を配置する場合は、学系長に対して発議する。
- ② 学系長は、新たに教員候補適任者を選考しようとする場合は、全学教員人事委員会へ申請する。なお、教員の配置を行わないこととした場合は、全学教員人事委員会へその旨を報告するとともに、当該領域長に通知する。

- ③ 全学教員人事委員会は、その内容について審議し、審議結果等を当該学系長に通知する。
- ④ 教員配置の承認が得られた場合は、学系会議の下に教員選考委員会を設置する。なお、承認が得られなかった場合は、学系長は当該領域長にその結果を通知する。ただし、学系長は、全学教員人事委員会の審議結果を受けてもなお、教員の配置の承認が必要と考える場合は、当該承認を必要とする理由を付して、再度、②の申請を行うことができる。
- ⑤ 教員選考委員会は、教員候補適任者の選考に当たり、公募要項を作成し、学系長を通して全学教員人事委員会の承認を得る。
- ⑥ 全学教員人事委員会は、教員選考委員会が作成した公募要項について審議し、学系長を通して承認を行う。
- ⑦ 教員選考委員会において教員候補適任者を選考する。
- ⑧ 教員選考委員会は、選考結果を学系長へ報告する。
- ⑨ 学系長は、教員選考委員会での選考結果について、学系会議に諮り、教員候補適任者についてその可否を決定する。
- ⑩ 学系長は、学系会議において教員候補適任者を決定した場合は、選考の経緯及び結果を全学教員人事委員会委員長に報告する。
- ⑪ 全学教員人事委員会は、教員候補適任者について、その可否を審議し、教員候補者を決定する。
- ⑫ 全学教員人事委員会は、その結果等を学系長に通知する。

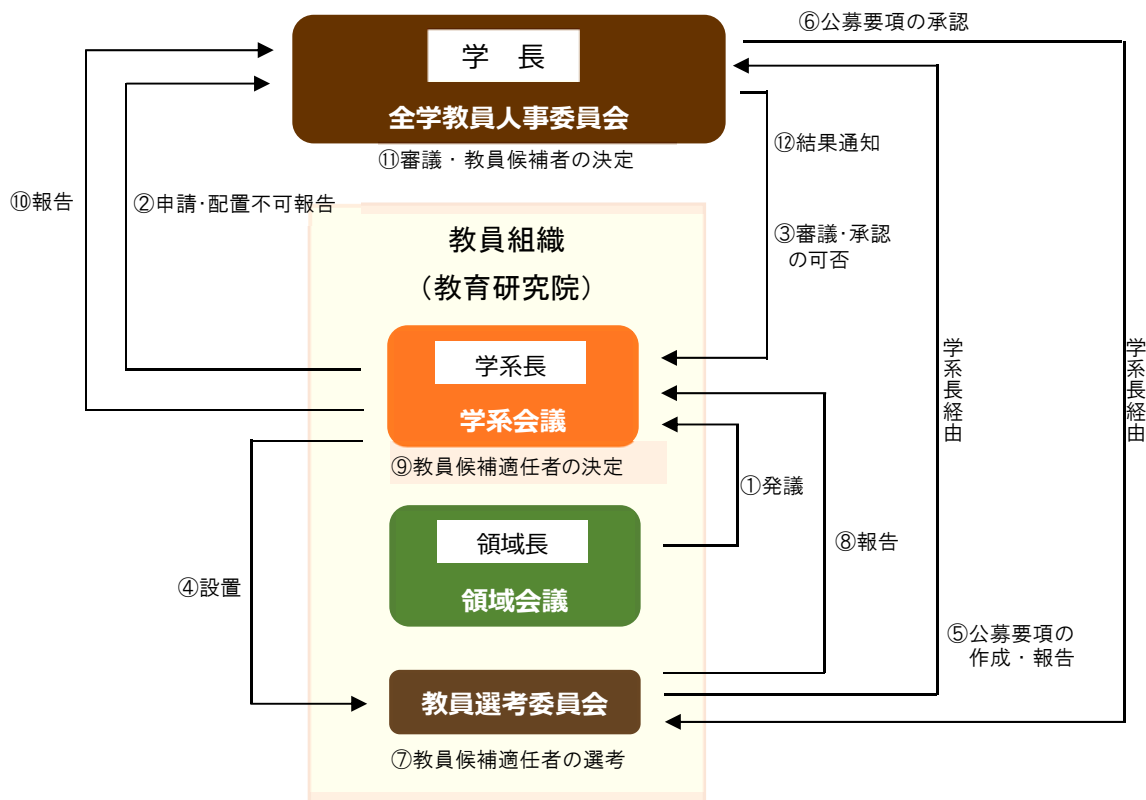


図3 教員人事のフローチャート（教員組織からの発議）

### <特例選考について>

人事慣行の特殊性その他分野の特性等を踏まえ、円滑な教員人事を確保する観点から必要なものとして、全学教員人事委員会が別に定める者（医学系基礎医学領域長及び臨床医学領域長，大学院医学研究科長並びに医学部附属病院長が発議を行う教員（教授を除く））の選考にあつては、公募以外の方法による選考（特例選考）を行うことができる。通常の教員人事との相違点は次のとおりである。

- ・教員選考方法について、あらかじめ人事の目的、教員の担当業務及び選考方法等を明らかにした書類（人事計画書）を全学教員人事委員会に提出することで、公募以外の方法による選考を行うことができる。
- ・教員選考の手続きについて、助教及び助手の選考の場合に限り、教員選考委員会に代わって学系長が教員候補適任者の選考を行うことができる。
- ・教員候補者の決定について、学系長は、教員候補適任者を教員候補者とするに関し全学教員人事委員会委員長（学長）の承認を得た場合は、当該承認をもって全学教員人事委員会からの教員候補適任者について可と決定した通知があつたものとし、全学教員人事委員会にその結果を報告する。

## 5. 教員選考委員会の設置

### 【関連規程等】

- ・ 国立大学法人弘前大学教育研究院学系会議規程
- ・ 国立大学法人弘前大学教育研究院教員選考規程

- (1) 学系会議の下に教員選考委員会を置く。
- (2) 教員選考委員会は、以下の委員で組織する。
  - ア 選考しようとする教員候補適任者の専攻分野に最も関係する領域（以下「関係領域」という。）から選出された教員 5名
  - イ 当該学系の関係領域以外の領域から選出された教員 4名（1領域で構成される学系を除く。）
  - ウ その他学系長が必要と認めた教員

※医学系の教授候補適任者の選考に係る場合は、医学部附属病院長を委員に加えることができる。

※学部、研究科、研究所及び医学部附属病院以外の専任担当教員の選考に係る場合であり、全学教員人事委員会委員長が特に必要と認めたときは、全学教員人事委員会の議を経て全学教員人事委員会委員長が指名する者を委員とする教員選考委員会を組織することができる。
- (3) 教員選考委員会に委員長を置き、委員の互選によって決める。
- (4) 教員選考委員会は、以下の事項を審議する。
  - ア 教員の公募に関すること。
  - イ 教員候補適任者の審査に関すること。
  - ウ その他教員の選考に関し必要な事項に関すること

## IV 評価

### 1. 教員業績評価

教員評価は教員がエフオート（教育（教養・学部・大学院）、研究、社会貢献、診療、管理運営）を自己申請し、それに対応して教育組織（学部長等）においては教育への貢献を、教員組織（領域長等）においては研究・社会貢献・診療・管理運営への貢献を評価する。教員養成については、教員養成部門長によりなされる。評価内容については、学系長による調整を経て、学長が決定する。

### 2. 組織評価

教育研究活動等の主体は、学部、研究科等であることから、評価の対象部局は、学部、研究科及び研究所とする。

## V その他

### 1. 予算

教員組織、教育研究組織の教育研究に係る経費や組織運営に必要な経費については、大学全体の予算配分方針に基づいた予算編成過程を経て、学長が大学予算の一部として決定する。

### 2. 事務組織

教育研究院の学系・領域・部門に係る事務は、原則として、表「所掌事務について」のとおりとする。領域に関する事務は、当該領域に対応した学部等の事務部が行う。また、学系全体に係る事務については、学系長と事務部は緊密に連携して行う必要があることから、学系長の所属する領域を所掌する事務部が行うこととする。

なお、円滑な事務手続きの執行及び事務負担の過度の偏りを避けるため、学系等の所掌事務部以外の事務部においても、教員の居所（研究室・実験室等）に応じて、適宜協力することとする。

表 所掌事務について

学系・部門	領域	所掌する事務部	当該学系の主担当
人文社会・教育学系	人文科学領域	人文社会科学部事務部	学系長が所属する 領域を所掌する 事務部
	社会科学領域	人文社会科学部事務部	
	学校教育・芸術領域	教育学部事務部	
医学系	基礎医学領域	医学研究科事務部	学系長が所属する 領域を所掌する 事務部
	臨床医学領域	医学研究科事務部	
	保健科学領域	保健学研究科事務部	
自然科学系	機能創成科学領域	理工学研究科事務部	学系長が所属する 領域を所掌する 事務部
	安全システム工学領域	理工学研究科事務部	
	農学・生命科学領域	農学生命科学部事務部	
地域イノベーション学系	戦略的融合領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青森キャンパス事務部</li> <li>・被ばく医療総合研究所事務部</li> <li>・社会連携部社会連携課</li> </ul>	学系長が所属する 領域を所掌する 事務部
教員養成部門		教育学部事務部	

### 3. 教育研究評議会の構成

国立大学法人法による、「教育研究上の重要な組織長のうち、教育研究評議会が定める者」として、教育研究評議会の構成員に学系長を加える。